

諮詢序：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

諮詢日：令和6年10月24日（令和6年（独情）諮詢第129号及び同第130号）

答申日：令和7年3月19日（令和6年度（独情）答申第113号及び同第114号）

事件名：放射線研究推進研究事業における甲状腺新型モニタに関する JAEA と行った実務者会合に関するメールの不開示決定（不存在）に関する件

放射線安全規制研究推進事業の進捗状況について特定の担当者間でやり取りされたメールの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月20日付け令06量研（総）018及び同年9月2日付け令06量研（総）027により国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分1

「平成29年～令和元年の放射線研究推進研究事業における甲状腺新型モニタに関する JAEA と行った実務者会合の配布資料等、議事録、およびこの件について特定個人Aと特定個人Bの間で交わされた電子メール」を請求したところ、配布資料のみが開示され、議事録および電子メールについては「現存していないため、これらについては文書不存在のため不開示とした」とする開示決定通知書が届いた。

これに関連して「平成29年～令和元年の放射線研究推進研究事業

（初期内部被ばく線量の把握）の進捗状況について、ＱＳＴ（＝量研機構）の事業担当者と原子力規制委員会指定のプログラムオフィサーとの間で交わされた電子メール一切」を請求したところ、令和6年9月3日付の法人文書不開示決定処分（令06量研（総）027）が届いた。不開示理由は「当機構の担当者が当時使っていたパソコンが故障したため、現時点で請求対象のメールは全て残っておりません。そのため、文書不存在のため不開示としました」とあった。

令06量研（総）018号も担当者のパソコンの故障が文書不存在の原因なのか、9月6日に量研機構総務課に電話で問い合わせたところ、同9日に担当者のパソコンの故障が原因であり、およびこの担当者が特定個人Aである旨の回答があった。

法2条2項では、独立行政法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、電磁的記録で、組織的に用いるものとして当該独立行政法人等が保有するものを「法人文書」と定義している。この場合には、担当者のパソコンが故障してメールが残っていないことをもって、現に保有していないと主張しているものと思われるが、法人付与のアカウントに基づく電子メールであれば、サーバー内に保管されていることが推察される。

なお、当該事業においては日本原子力研究開発機構が同時期に類似内容で採択を受けており、規制委が各年度末に実施した「研究成果報告会」において、特定個人Aと特定個人Bは頻繁に実務者会合（協議）を行い、調整を図る旨を発言している。その意味で、当該事業に関する両者の電子メールは法人文書として適切に保管されるべきものであると考える。

イ 原処分2

「平成29年～令和元年の放射線研究推進研究事業（初期内部被ばく線量の把握）の進捗状況について、ＱＳＴ（＝量研機構）の事業担当者と原子力規制委員会指定のプログラムオフィサーとの間で交わされた電子メール一切」を請求したところ、令和6年9月3日付の法人文書不開示決定処分（令06量研（総）027）が届いた。不開示理由は「当機構の担当者が当時使っていたパソコンが故障したため、現時点で請求対象のメールは全て残っておりません。そのため、文書不存在のため不開示としました」とあった。

9月6日に機構総務課に電話で問い合わせたところ、同9日に担当者のパソコンの故障が原因であり、およびこの担当者が特定個人Aである旨の回答があった。

法2条2項では、独立行政法人の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、電磁的記録で、組織的に用いるものとして当

該独立行政法人等が保有するものを「法人文書」と定義している。この場合には、担当者のパソコンが故障してメールが残っていないことをもって、現に保有していないと主張しているものと思われるが、法人付与のアカウントに基づく電子メールであれば、サーバー内に保管されていることが推察される。

なお、原子力規制委員会が平成30年度末に主催した「研究成果報告会」に、機構から提出された成果報告書によると、規制委が指名したプログラムオフィサーに2か月に1回程度のペースで電子メールを送り、本事業の進捗状況を報告していた旨が記載されている。当該事業に関する電子メールは法人文書として適切に保管されるべきものと考える。

(2) 意見書

第129号の理由説明書（下記第3の1（3））によれば、関連する電子メールが不存在のため不開示となった点について、「（審査請求人が）機構に確認したところ、担当者のパソコンが壊れたことによりメールが不存在となったことが判明している」との記述があるが、これは誤りである。審査請求人が機構に問い合わせたことは事実であるが、不開示決定通知（令06量研（総）027号）に記載のとおり、「担当者のパソコンが壊れた」との回答を受けたもので、審査請求人が担当者のパソコンが壊れたことを事実として確認したものではない。

そもそも併せて請求していた実務者会合の配布資料などの関連資料は開示されており、機構がこれら資料を法人文書として保有していたことは明らかである。だとすれば、担当者のパソコン内かサーバー内かを問わず、当該事業に関する電子メールも関連資料と同様に保有していかなければならない。担当者のパソコンの故障が事実であるかは審査請求人においては不明であるが、仮に電子メールがいずれにも残っていないとすれば、法人文書の管理が適切に行われておらず、違法性は明らかである。

第3 質問序の説明の要旨

1 原処分1（質問第129号）

（1）審査請求人が開示請求書で開示を請求した法人文書

平成29年～令和元年の放射線研究推進研究事業における甲状腺新型モニタについてJAEAと行った実務者会合の配布資料等、関連資料（担当者のメールを含む）

（2）審査請求に係る原処分

以下ア～ウの理由に基づく一部不開示決定（原処分1）。

ア 実務者会合の配布資料のうち個人を特定し得る部分が法5条1号柱書に該当するため

イ 新型甲状腺モニタに関する部分は同条4号該当する部分が当該条項に該当するため

ウ その他のメールを含む関連資料が文書不存在のため

(3) 審査請求の内容

関連するメールが不存在のため不開示となった点について、機構に確認したところ、担当者のパソコンが壊れたことによりメールが不存在となったことが判明している。しかし、法人付与のアカウントに基づくメールについては、サーバー内にメールが保管されている可能性があるため、審査請求を行う。

(4) 原処分1を行った理由

ア 本件一部不開示決定を行うにあたり、JAEAとの当該研修を担当した職員に確認したところ、残っている資料については本件一部不開示決定において開示した文書のみである。

イ 審査請求者が述べている、メールがサーバーに保管されている可能性については、機構で調査を行ったところ、当時の機構のメールシステムは令和3年9月に運用を切り替えるまでPOPサーバ方式を用いており、職員がPCで受信するとメールサーバからは自動的に削除される仕組みであったため、現時点ではサーバーには残っていないことを確認できている。

以上のことから、本件に関し、一部不開示とする原処分の維持が適当と考えるため、諮問を行うものである。

2 原処分2(諮問第130号)

(1) 審査請求人が開示請求書で開示を請求した法人文書

平成29年～令和元年度の放射線安全規制研究推進事業（初期内部被ばく経過の把握）の進捗状況についてQSTの事業担当者と原子力規制委員会指定のプログラムオフィサーとの間で交わされた全てのメール

(2) 審査請求に係る原処分

当該事業担当者のPCが破損し、メールが当該PC以外にも残っておらず文書不存在のため、全て不開示とした。

(3) 審査請求の内容

担当者のパソコンが壊れたことによりメールが不存在となったことについて、法人付与のアカウントに基づくメールについては、サーバー内にメールが保管されている可能性があるため、審査請求を行う。

(4) 原処分2を行った理由

審査請求者が述べている、メールがサーバーに保管されている可能性について、機構で調査を行ったところ、当時の機構のメールシステムは令和3年9月に運用を切り替えるまでPOPサーバ方式が用いられており、職員がPCで受信するとメールサーバからは自動的に削除される

仕組みであったため、現時点ではサーバーには残っていないことを確認できている。

以上のことから、本件に関し、不開示とする原処分の維持が適当と考えるため、諮問を行うものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 令和6年10月24日 | 諮問の受理（令和6年（独情）諮問第129号及び同第130号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年11月12日 | 審査請求人から意見書を收受（同上） |
| ④ 令和7年1月23日 | 審議（同上） |
| ⑤ 同年3月12日 | 令和6年（独情）諮問第129号及び同第130号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む法人文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書について、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めており、諮問庁は原処分を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、原処分1の審査請求書において原子力規制委員会が実施した研究成果報告会において、特定個人Aと特定個人Bは頻繁に実務者会合を行い調整を図る旨を発言していることから、両者の電子メールは法人文書として適切に保管されるべきものであると主張する。

また、原処分2の審査請求書において原子力規制委員会が平成30年度末に主催した「研究成果報告会」に機構から提出された成果報告書によると、原子力規制委員会が指名したプログラムオフィサーに2か月に1回程度のペースで電子メールを送り、本事業の進捗状況を報告していた旨記載されていることから、当該事業に関する電子メールは法人文書として適切に保管されるべきものと考えると主張する。

イ JAEA（日本原子力研究開発機構）との実務者会合はプログラムオフィサーやプログラムオフィサー補佐（原子力規制庁）への進捗報告を兼ねて、両機関の研究の進捗状況に関する情報共有を主な目的と

しており、特定個人Aと特定個人Bとの電子メールは主に実務者会合の日程調整等の事務処理上の連絡のために使用していた。

また、平成30年度は実務者会合を3回開催したが、電子メールで報告した事業の進捗状況については、当該実務者会合の資料に取りまとめられているほか、最終的には、当該事業の研究成果報告書に取りまとめられているものであり、担当者がプログラムオフィサーに送信した電子メールによる報告は、飽くまで実務者会合で情報共有を行うに当たっての調整のために使用していたものである。

ウ 上記イで説明した各電子メールはいずれも1年未満保存文書に該当することから、実務者会合の関連資料と同様に保有していかなければならないという審査請求人の主張は失当である。また、原処分2の不開示とした理由において当該担当者のパソコンが故障したため電子メールが残っていない旨理由を示しているところ、原処分1においても担当者のパソコンの故障により電子メールの確認ができないのは同様であり、開示請求の対象となっている時期の機構のメールシステムはPOPサーバ方式を用いており職員がPCで受信するとメールサーバから削除されるため電子メールはサーバーに残っていないことについては理由説明書（上記第3）において言及したとおりである。

したがって、機構において本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示とした原処分は、いずれも妥当であると考える。

（2）以下、検討する。

機構において本件対象文書の保有は認められなかった旨の上記（1）の諮問序の説明に不自然・不合理な点があるとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件各開示決定通知書には、不開示とした理由について「現存していない」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由を示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分序においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、機構において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙 本件対象文書

- 1 平成29年～令和元年の放射線研究推進研究事業における甲状腺新型モニタに関して JAEAと行った実務者会合について特定個人Aと特定個人Bの間で交わされた電子メール
- 2 平成29年～令和元年度の放射線安全規制研究推進事業（初期内部被ばく経過の把握）の進捗状況について QSTの事業担当者と原子力規制委員会指定のプログラムオフィサーとの間で交わされた全てのメール